



# 九条の会

九条の会奈良県ネットワーク運営委員会  
 発行責任者 佐川愛子  
 ✉ nara9jyonokai@gmail.com  
 ☎ 090-9885-9756  
<http://blog.goo.ne.jp/9naranet>  
 7号 2017年6月15日発行

2017年5月4日1時半から奈良県文化会館小ホールにおいて「第12回憲法講座」を行いました。

開会・主催者挨拶の後、市民連合共同代表、浅野 詠子さんが挨拶、講師紹介は和光大学で同僚だった寮美千子さんが「自分が正しいと思ったことを言う勇氣は素晴らしい。常々、憲法は権力のある国を縛るものであると言っていた」との紹介がありました。講演は「憲法を生かし平和、個人の尊厳をまもる日本を」の演題で、講師は清水 雅彦氏（日本体育大学教授憲法学）でした。（詳細は裏面）特別発言として樽井幸一郎さんによる「教育勅語・道徳教科書問題」、溝川悠介さんによる「原発問題の取り組み」、池本昌弘さんから「市民連合の取り組み」、岡崎邦夫さんから「橿原市9条の会の取り組み」が報告されました。終了後、5時からパレードを行いました。

安倍首相の改憲への意欲的メッセージ、「共謀罪」衆議院での審議中という状況での開催となりました。「九条の会奈良ネットワーク」にとっても、共謀罪を廃案し、改憲を阻止、9条と平和を守る取り組みとして「憲法講座」を位置づけてきました。清水氏の講演に参加者240名は「安倍政権が民主主義と平和を破壊し、国民の人権と自由を奪い、権力を集中し絶大なものにしてしようとしている」事を学びました。私達が学習したことをどう広げていくのか、その覚悟が問われる講演でもありました。

「戦争法案反対運動の成果と課題」では運動の土台を作った2014年12月に「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が結成。その経過にふれ、「SEALDs、学者の会・ママの会などより広範な市民運動の展開と市民連合の結成、参議院選挙における野党共闘結成の成果」を述べられました。「すべての一人区で統一候補実現、32の一人区で11議席確保。野党統一候補に投票した無党派層は5.6%。課題として、野党共闘が不十分なところもあり、複数区で調整できなかった。今後、衆議院選挙に向けて政党間で関係ができていないところは市民が接着剤の役割をはたし、選挙区単位で市民連合を立ち上げて候補者の調整をやっていくこと。市民が政党の間に入って、市民と野党が一緒になって安倍政権を倒す体制をつくり、政策協定を結んでいくことが必要。この奈良でもやっていかなければならない。安倍政権を倒すという一致点で協力し、選挙区ごとに市民連合を立ち上げ、野党統一候補をつくり、安倍政権に立ち向かってほしい」と訴えられました。



## 「清水 雅彦氏講演」アンケートから

1935年生まれの憲法と共に生きた人間としては守らないのは論外のことです。細かく一つ一つについて解説していただき、問題点がよくわかりました。尚更、政府のやっていることが憲法に反していることに怒りを覚えます。ますます日本国憲法のすばらしさを感じられます。その理念を実現することは重要と思います。

何となくタブー視されている天皇制の考え方をズバリと発言された事は素晴らしい事だったと考えます。だれもが思っている事が思い切って発言できない人もかなりいると思います。そういう人々に勇氣を与えて頂いたと思います。

清水先生にはっきり「ここはカルチャーセンターではない、一人でも来ない、誰か若い人誘ってこなくて」と言われて全くそうだと思います。今までもそうしなくてはと思いながらつい一人で参加。これからは努力したいと思います。

以前、息子が浜松日体大付属高にいた時、君が代を強制され無視するのに辛かったと話してくれました。安倍首相がますます強権的に地方自治まで押し潰そうとしていることに腹を立てています。敗戦前、小学校の時、8歳の少年が「あの馬戦争に行くんだってかわいそう」と言って警察に親子で逮捕されました。

正直最近怖くてたまらないです。このような会に参加することも共謀罪が成立すれば目をつけられるのではないかと、世の中どんどん変って参りました。怖い話には目をつぶっていたいけど、そうすれば、相手の思うつぼです。そうはいきません。そうはさせません。日本でテロを起こさないようにするためには、日本が攻められないためには、日本が戦争に加担しないこと。

若い人には、どうしたら興味を持ってくれるのか、子供たちと話す場合も強制ではなく、将来の為に今が大切だと思って行動していかないといいました。



5月17日午後1時から近鉄八木駅前にて共謀罪法廃案の緊急宣伝・署名活動を実施しました。主催は橿原市9条の会で、橿原市民団体連絡会も多数参加し、18人での宣伝・署名活動となりました。ママの会からの参加もあり、元気よく宣伝ができました。年配の男性の方が多数署名され安部内閣の危険性を心配されておられました。若い方の署名が少なく、関心がないのか将来が少し心配されます。40筆の署名を頂きました。平和委員会から9人が参加しました。 岡崎邦夫



2017年5月4日発行の特別号の九条の会・葛城 代表は河合岑一郎が正しい名前でした。訂正をお願い致します。

第12回憲法講座において清水雅彦氏(日本体育大学教授憲法学)が、演題「憲法を生かし、個人の尊厳をまもる日本を」で講演をおこないました。

以下は講演内容ダイジェストです。

### まず、はじめに

安部首相が4月26日憲法施行70周年式典、昨日、ビデオメッセージで「憲法は国の未来、理想を語るものです」と述べたことに触れ、彼は憲法が分かっていない、憲法は理想を語るものが目的ではない。「国家権力を縛って国民の権利、自由を守るもの。国家権力を制限し、縛るのが目的」と憲法の定義を述べました。

次に、自民党改憲案(日本国憲法改正草案)2012年4月の内容と問題点を9点に絞り解説。

### 1.基本思想

- ①復古主義的改憲論の復活、天皇元首化、国防軍、人権制約など
- ②新自由主義的改憲論の挿入、新自由主義規定(前文、22条、24条、83条、96条)

### 2.前文

- ①特徴: 大幅な簡素化、豊かな構想の否定。先の戦争の反省と平和的生存権の削除
- ②饒舌な国家意識 主語が「日本国民は」から「日本国は」に変わる。天皇を戴く国家にする。しつこい愛国規定。
- ③「近代」という価値観の否定

市民革命後の社会が近代。日本は市民革命を経験していない。「公と私」「法と道徳」区別されていない。健康増進法、食育基本法、少子化対策基本法など「生・権力」の肥大化。国は私的領域に介入、国民をいかにどう活かすか、どんどん入り込んできている。ナチスは健康問題、健全なアーリア人の育成として介入してきた。

### 3.天皇(1章)

#### ① 天皇元首化(1条)

民主主義と平等原則に反する封建制の遺物。世界の共和制への流れに逆行。君主制から民主制へが流れ、ネパールが共和制へ。天皇制に関してもっと自由な議論がある。天皇制は人を生まれによって差別する制度。

#### ② 日の丸・君が代・元号(3条・4条)

文部省が学習指導要領で押しつけ、1999年国旗国歌法制定。これは、憲法違反、平和主義・国民主権に反すると考えている。

君が代の作曲者はイギリス人、編曲者はドイツ人

元号・・・天皇が時間を支配。前漢・武帝が導入。

#### ③天皇の公的行為の明確化(6条)

公的行為の容認

### 4.平和主義(2章)

- ① 軍事大国化に向けての改憲 「戦争の放棄」から「安全保障」へ九条は 邪魔、改正はあきらめていない
- ② 自衛権の明記(9条) 集団的自衛権行使も正当化。
- ③ 国防軍の規定(9条の2)
- ④ 平和的生存権の削除(前文)

憲法前文は戦争のみでなく貧困もなくすとうたっている。日本国民のみではなく、全世界の平和をのべ、一国平和主義ではない。アメリカの戦争に加担すべきではないし、世界の貧困問題をなくすことに率先して行うべき。にもかかわらず、自民党改憲案は削除。

昨年、国連人権理事会・総会における「平和への権利」宣言に対する政府の対応は「反対」であった。改憲案の先取り。この事は許されない。

### 5.人権(3章)

人権制約原理の変更(12条、13条、29条)・・・「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」へ。

「公共」とは「Public」で「人々や民衆」の意味。公共の福祉とは国との関係ではなく、人権と人権が衝突した場合の調整原理。

「公益及び公の秩序」は国家の安全と社会秩序が優先され、人権制限出来るとされている。国民のプライバシー権制限してもいいことになる。

在住外国人の選挙権の否定。

「新しい権利もどき」・・・改憲のための餌、従来の解釈の後退。解釈による確立の否定。

プライバシー権、知る権利、環境権、犯罪被害者の権利など権利が後退する。しかも今の憲法で可能。憲法13条、25条で保障されている。

政教分離原則の後退(20条)、靖国参拝肯定

特定「目的」の結社禁止(21条)国家の安全から結社が禁止される。治安維持法に通じる発想

居住・移転・職業選択の自由(22条)野放しの営業の自由の保障へ、大企業が喜ぶ内容。

家族規定(24条)

国家による私的領域への口出し。家族のあり方に国の価値観を押しつける。

育児・介護等で国家の役割(公助)の後退と家族の「自助」「共助」の強調(新自由主義) 社会保障を削って家族に肩代わりさせる。復古調と新自由主義

公務員の労働基本権の制限(28条)欧米では警察にも労働基本権保障

### 6.統治

内閣総理大臣に権限強化。国会の権限を縮小。

財政は新自由主義改革、社会保障費の削減と増税にお墨付き。

地方自治 軍事・外交への自治体の口出し・抵抗封じ

7 緊急事態(9章)後述。

8, 改正規定(10章)国会による発議を各議員の総議員の3分の2以上から過半数の賛成に改正。

9, 最高法規(11章) 97条の削除。

公務員の憲法尊重擁護義務(102条)・・・天皇・摂政の除外と国民の追加。国民に憲法尊重を課す。

憲法は国民が国家を縛るために作るものであるが、国民を縛る憲法になる。

### 二、改憲論における緊急事態条項論

東北大震災が改定案のきっかけで中山太郎の「緊急事態に関する憲法改正試案」(2011年)が出される。首相の権限強化をはかるもの。現行法では災害に対応した法律がある。

自民党の「日本国憲法改正草案」(2012年)第9章「緊急事態」

- \* 緊急事態において、内閣が閣議決定で緊急事態の宣言を発する。
- \* 閣議決定で法律と同等の効力がある政令を発する。
- \* 財政上必要な支出、処分ができ、地方自治体に指示が出せる。
- \* 国民はその支持に従わなければならない。

国家緊急権を容認する事例

諸外国の場合

イギリス、アメリカは法律で対応。

ドイツはワイマール憲法48条の大統領の非常事態権限をナチスが濫用・悪用。1968年基本法に緊急事態条項挿入するが、連邦議会、憲法裁判所に訴える事ができる。

フランスは、1958年大統領の非常事態措置権導入。1961年アルジェリア危機に発動。国民の反撥を受ける。議会・憲法院の統制があり、歯止めをかけている。自民党憲法草案は歯止めがない。

大日本帝国憲法の場合、緊急勅令乱発。治安維持法改正。

日本国憲法にないのは、戦前の反省からあえて「沈黙」

1946年7月15日帝国憲法改正案委員会が国家緊急権は「参議院の緊急集会規定があるので不要」と国務大臣は述べている。

災害に対しては、個別の法律が制定されている。

岩手・宮城県沿岸部7首長は緊急事態条項が必要と答えたのは一人のみ。「むしろ被災地に権限を」との意見も。

まとめ

「お試し改憲論」ではすまない。この規定さえいければ、何でもできる。これだけで危険な改憲。

憲法の理念を徹底して実現することが大事。

国家権力の側からの改憲は警戒、反対すべき。

憲法理念をろくにやっていない自民党政権で変えるのは危険。